

防人厚第3576号  
58. 7. 13  
一部改正 防人厚第190号  
9. 1. 20  
一部改正 防人厚第2351号  
18. 3. 27  
一部改正 防人厚第7386号  
18. 7. 31  
一部改正 防人厚第57号  
19. 1. 4  
一部改正 防人計第8444号  
19. 8. 31  
一部改正 防官文第3651号  
20. 3. 25  
一部改正 防人計第9093号  
21. 7. 29  
一部改正 防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
一部改正 防人厚(事)第444号  
令和2年12月25日  
一部改正 防人厚(事)第32号  
令和4年3月15日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官

隊員のレクリエーションに関する実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので通達する。

また、レクリエーションは、勤務時間外に行うこととされているが、やむを得ず勤務時間内に実施する場合においては、公務の正常な運営を維持するため、適切な措置を具体的に講ずるよう配慮されたい。

なお、防人厚第3367号（50. 8. 1）は、廃止されたので併せて通達する。

添付書類：隊員のレクリエーションに関する実施要領

## 隊員のレクリエーションに関する実施要領

### (目的)

第1 この要領は、隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）のレクリエーションを実施するための基準、取扱い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (レクリエーションの趣旨)

第2 隊員のレクリエーションは、隊員の健全な文化、教養、体育等の活動を通じて、その元気を回復し、及び相互の緊密度を高め、並びに勤務能率の発揮及び増進に資するものでなければならない。

### (レクリエーションの実施基準)

第3 レクリエーションは、その内容が健全なものでなければならない、かつ、高度の技術または技能を要するものであってはならない。

2 レクリエーションは、できる限り隊員が平等に参加することができるよう計画し、実施されなければならない。

### (レクリエーションの実施単位等)

第4 レクリエーションの実施単位、実施者及び勤務時間内の実施についての承認権者は、別表のとおりとする。この場合において、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が承認権者を定めるときは、防衛大臣の承認を得るものとする。

### (実施者の行うレクリエーション業務)

第5 実施者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)レクリエーションの趣旨の周知徹底に関すること。
  - (2)レクリエーションに関する助言及び指導に関すること。
  - (3)レクリエーションに必要な用具、器材施設等の整備に関すること。
  - (4)レクリエーションの指導者の養成に関すること。
  - (5)レクリエーションの計画及び実施に関すること。
  - (6)前各号に掲げるもののほか、レクリエーションの実施に関する必要な措置に関すること。
- 2 前項各号に掲げる業務を実施するにあたっては、実施者は、隊員の自発性を考慮しなければならない。

(共同して行うレクリエーションの実施等)

第6 実施者は、相互に共同して行うレクリエーション(以下「共同行事」という。)を実施する場合には、次により行うものとする。

(1) 2以上の部局の実施者が共同行事を実施する場合、当該共同行事を代表するものは、当該実施要綱が定められたとき及びその内容が変更されたときは、その旨を人事教育局長に通知する。

(2) 同一部局内において、2以上の実施者が共同行事を実施する場合、当該部局の長が実施要領を定める。

(官公署と共同して行うレクリエーションの実施)

第7 実施者は、防衛省以外の官公署と共同して行うレクリエーションを実施することができる。

(勤務時間等との関係)

第8 レクリエーション(直接的な疲労回復を目的として、極めて短時間に行われる業間体操等を除く。)は、勤務時間(自衛官にあっては、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号)に規定する日課を、自衛官以外にあっては自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号)に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)外に行うものとする。ただし、隊員の勤務の特殊性、実施場所及び交通機関の確保、気象条件による制約等の理由により勤務時間外に実施することが著しく困難な場合には、実施者は承認権者の承認を得て勤務時間内に実施することができる。

2 前項ただし書の規定により勤務時間内にレクリエーションを実施するに当たっては、実施者は、公務の正常な運営を維持するために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、社会的影響を考慮して慎重を期するようにし、いやしくも国民一般から非難をこうむることのないように留意しなければならない。

3 第1項ただし書の規定による承認は、勤務時間内レクリエーション実施承認申請書(別記第1号様式)を承認権者に提出して得るものとする。

4 第1項ただし書の規定による承認を得てレクリエーションを実施す

るための時間は、防衛省職員給与施行規則（昭和37年防衛庁訓令第52号）第2条ただし書により承認を受けた場合の特別休暇（以下「有給の特別休暇」という。）とすることができる。

5 前項の規定による有給の特別休暇の手続については、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令及び自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令の定めるところによる。

6 第4項の規定による有給の特別休暇として取り扱うことのできる時間は、レクリエーションに参加する隊員1人に対して、年度を通じて16時間以内とする。

（報告）

第9 部局の長（防衛省本省の内部部局にあつては大臣官房長。以下同じ。）は、当該部局において実施したレクリエーションについて、勤務時間外レクリエーション実施結果報告書（別記第2号様式）及び勤務時間内レクリエーション実施結果報告書（別記第3号様式）により、年度分を取りまとめ翌年度の4月30日までに防衛大臣に報告するものとする。

（委任規定）

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は部局の長が定める。

附則（平成9年1月20日防人厚第190号）

この通達は、平成9年1月20日から実施する。

附則（平成18年3月27日防人厚第2351号）

この通達は、平成18年3月27日から実施する。

附則（平成18年7月31日防人厚第7386号）

この通達は、平成18年7月31日から実施する。

附則（平成19年1月4日防人厚第57号）

この通達は、平成19年1月9日から実施する。

附則（平成19年8月31日防人計第8444号）

この通達は、平成19年9月1日から実施する。

附則（平成20年3月25日防官文第3651号）

この通達は、平成20年3月26日から実施する。

別 表

部局	実施単位	実施者	承認権者
防衛省	防衛省	防衛大臣	防衛大臣
防衛省本省の内部部局	防衛省本省の内部部局	大臣官房長	防衛大臣
防衛大学校	防衛大学校	防衛大学校長	防衛大臣
防衛医科大学校	防衛医科大学校	防衛医科大学校長	防衛大臣
防衛研究所	防衛研究所	防衛研究所長	防衛大臣
統合幕僚監部等	統合幕僚監部	統合幕僚長	防衛大臣
	統合幕僚学校	統合幕僚学校長	統合幕僚長
	自衛隊サイバー防衛隊	自衛隊サイバー防衛隊司令	
陸上自衛隊	陸上自衛隊	陸上幕僚長	防衛大臣
	陸上幕僚監部		
	陸上幕僚長が定める部隊及び機関(自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)	陸上幕僚長が定める部隊及び機関(自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)の長	陸上幕僚長の定める者
海上自衛隊	海上自衛隊	海上幕僚長	防衛大臣
	海上幕僚監部		
	海上幕僚長が定める部隊及び機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	海上幕僚長が定める部隊及び機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)の長	海上幕僚長の定める者
航空自衛隊	航空自衛隊	航空幕僚長	防衛大臣
	航空幕僚監部		
	航空幕僚長が定める部隊及び機関(航空幕僚長の監督を	航空幕僚長が定める部隊及び機関(航空幕僚長の監督を受け	航空幕僚長の定める者

	受ける自衛隊地区 病院を含む。)	る自衛隊地区病院を 含む。) の長	
情報本部	情報本部	情報本部長	防衛大臣
防衛監察本部	防衛監察本部	防衛監察監	防衛大臣
地方防衛局	地方防衛局	地方防衛局長	防衛大臣
	地方防衛局の支局、 防衛事務所及び 出張所	地方防衛局の支局長、 防衛事務所長及び 出張所長	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁	防衛装備庁長官	防衛大臣
	防衛装備庁の内部 部局	長官官房審議官	防衛装備庁長官
	防衛装備庁の施設 等機関	施設等機関の長	

殿

申請者 官職  
氏名

勤務時間内レクリエーション実施承認申請書

(総隊員数 名)

レクリエーションの 名称	実施日時			実施 場所	レクリエーションの内容		参加予 定者数	勤務時間外の時間において 実施することが著しく困難 であるという理由	公務の正常な運営を 維持するための措置
	月日	開始 時間	終了 時間		種目	表彰内容・ 内容・その他			

- (注) 1 総隊員数は参加予定者全員を記入すること。  
2 野外レクリエーションが雨天等のため実施できない場合に備え、予備日を定めたときは、「レクリエーションの名称」欄に(予備日)と記入し、実施日時等を記入すること。  
3 「勤務時間外の時間において実施することが著しく困難であるという理由」及び「公務の正常な運営を維持するための措置」欄は、具体的に記入すること。  
4 有給の特別休暇として取り扱うことのできる時間は、レクリエーションに参加する隊員1人に対して、年度を通じて16時間以内とされているので、計画する際には十分留意すること。

別記第2号様式  
発 簡 番 号  
年 月 日

防 衛 大 臣 殿

部 局 の 長

勤 務 時 間 外 レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 施 結 果 報 告 書

- 1 実施回数
- 2 参加人員（延）
- 3 実施時間（延）
- 4 その他

（注） 「その他」には、実施した種目を列記する。



別記第3号様式  
発簡番号  
年 月 日

防衛大臣 殿

申請者 官職  
氏名

勤務時間内レクリエーション実施結果報告書

(総隊員数 名)

レクリエーションの名称	実施日時			実施場所	レクリエーションの内容		参加状況			実施成果	承認	
	月日	開始時間	終了時間		種目	表彰内容・内容・その他	参加隊員数	特別休暇の取扱いをした隊員数	特別休暇の時間数		承認文書番号	承認年月日

(注) 実施したレクリエーションの名称ごとに区分して作成すること。